

令和 8 年度 大船渡市林業振興協議会

日時：令和 8 年 8 月 7 日（金）午前 10 時 00 分

場所：大船渡市役所地階大会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 委 員 紹 介

3 市長あいさつ

4 報 告

(1) 令和 7 年度事業報告について 資料 1

5 説 明

(1) 令和 8 年度事業計画について 資料 2

(2) その他

6 閉 会

大船渡市林業振興協議会委員名簿

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日

区 分	所属機関名	氏 名	備考
農林業関係団体の代表者	気仙地方森林組合 代表理事組合長	古 内 文 人	会長
	大船渡市農業協同組合 代表理事組合長	猪 股 岩 夫	副会長
	大船渡市水産振興連絡会 会長	亘 理 榮 好	
	蛸ノ浦契约会生産森林組合 組合長	志 田 俊 一	
	地縁団体末崎町公益会 理事長	新 沼 眞 作	
	一般社団法人岩手県建築士事務所協会 気仙支部長	古 座 勝 利	
	一般社団法人岩手県建設業協会 大船渡支部長	小 松 格	
林業従事者		及 川 ヒロミ	
		岡 崎 たい子	
		古 内 かつ子	
		前 田 美知子	
その他知識経験を有する者	三陸中部森林管理署 署長	岩 間 由 文	
	沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 所長	竹 花 光 弘	
	沿岸広域振興局水産部 大船渡水産振興センター 所長	野 澤 清 志	

令和 7 年度事業報告について

1 計画的な森林整備及び再造林等

(1) 市有林

ア 森林整備事業、公有林整備事業 (17,090 千円)

森林が持つ国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能の増進や経済林としての財産形成を図るため、国県補助事業を活用した森林整備事業及び市単独費による公有林整備事業を実施した。

項目	事業量	事業費	県補助金	備考
造 林	5.00 ha	7,260 千円	4,937 千円	
下 刈	26.61 ha	7,260 千円	4,937 千円	
緩衝施設設置	923 m	2,090 千円	1,421 千円	亜鉛メッキ
補 植	6.29 ha	480 千円	—	公有林整備事業
合 計	37.90 ha	17,090 千円	11,295 千円	
	923 m			

(2) 私有林

ア 森林経営管理事業 (2,585 千円)

令和 6 年度に実施した森林所有者への意向調査の結果を基に森林の現況調査や森林所有者の経営方針の確認を行い、森林の経営管理を市へ委託することに同意のあった森林について、森林経営管理権集積計画を策定した。

項目	事業量	事業費	備考
森林経営管理権集積 計画作成支援業務 (委託)	33.10 ha	2,585 千円	令和 7 年度計画策定面積 16.87 ha

イ 森林整備推進事業 (775 千円)

持続可能な森林経営の実現に向け、私有林整備（再造林、防護網設置、下刈、間伐）の負担軽減を図るため、国県補助（68％）事業に対し市が嵩上げ補助（12～22％）を実施した。

再造林（22％）	防護網等（22％）	下刈（12％）	間伐（12％）
2 件	2 件	2 件	0 件

2 作業環境の改善及び負担軽減

(1) 林業用施設維持補修事業 (2,885 千円)

森林整備等の施業環境を維持するため、林道等の維持管理及び補修を実施した。

ア 林道補修等

路線名	施工内容	備考
今出山線	路面補修 L=800m	猪川町字今出地内
蛸ノ浦線	倒木撤去 1 本	赤崎町字鳥沢地内
箱根山線	路面清掃 L=300m	末崎町字細浦地内外

イ 林道橋梁点検

橋梁名	路線名
平根橋	平根線
黒森橋	茂志内線
猿沢橋	猿沢線
細入橋	細入線
名称なし	永浜線

(2) 林業振興施設補修事業 (3,199 千円)

私有林の森林整備等の施業環境を改善するため、林道等の補修等を実施した。

路線名	施工内容	備考
今出甫嶺線	法面応急復旧	猪川町字今出地内
黒土田・田浜線	支障木伐採、草刈り L=3,300m	三陸町綾里字田浜地内外
熊ノ入線	支障木伐採 L=2,694m	三陸町綾里字熊ノ入地内
蛸ノ浦線	倒木撤去 1本	赤崎町字鳥沢地内
蛸ノ浦線	倒木撤去 2本	赤崎町字鳥沢地内
宮野地内作業道	横断排水溝設置 W=5.0m 2箇所	三陸町綾里字宮野地内

3 森林病虫害等被害の拡大防止等

森林病虫害等による被害の拡大を防止するとともに、健全な松への侵入や増殖を防止するため、森林病虫害等の駆除及び防除を実施した。

また、倒木のおそれがある枯死木を伐倒処理するとともに、令和7年1月には新たに森林病虫害被害木クリーン事業補助金も創設し、人身被害や施設損壊等の二次的被害の防止に努めた。

(1) 松くい虫対策 (9,581 千円)

ア 被害状況

年度	本数	材積
6	1,033 本	2,211 m ³
7	905 本	1,980 m ³

イ 駆除及び防除

事業種	項目	事業量		事業費	国県補助金	備考
国庫奨励	伐倒くん蒸	27 本	42.82 m ³	2,651 千円	1,989 千円	三陸町吉浜
大臣命令	運搬破碎	7 本	25.94 m ³	1,793 千円	1,186 千円	末崎町
大臣命令	樹幹注入	177 本	7,124 cm	4,070 千円	4,070 千円	末崎町
衛生伐	伐倒くん蒸	11 本	27.99 m ³	1,067 千円	801 千円	立根町
合 計	伐倒くん蒸	38 本	70.81 m ³	3,718 千円	2,790 千円	
	運搬破碎	7 本	25.94 m ³	1,793 千円	1,186 千円	
	樹幹注入	177 本	7,124cm	4,070 千円	4,070 千円	

(2) ナラ枯れ対策 (787 千円)

ア 被害状況 (木屑等が生じているもの)

年度	本数	材積
6	589 本	490 m ³
7	740 本	551 m ³

イ 駆除及び防除

事業種	項目	事業量		事業費	県補助金	備考
国庫奨励	伐倒くん蒸	9 本	14.71 m ³	787 千円	590 千円	日頃市町

(3) 森林病虫害被害木クリーン事業 (6,311 千円)

件数	事業費
29 件	6,311 千円

4 令和7年大船渡市大規模林野火災対応

(1) 森林災害復旧事業 (66,871 千円【R7(繰)を除く】)

ア 概要

- ① 激甚災害指定された場合に適用される補助事業 (対象：人工林)
- ② 災害査定の内容

○事業期間：令和7年度～令和10年度

事業区分	計画量	事業費 (千円)
被災木の伐採及び搬出 (ha)	1,248.66	6,952,819
跡地造林 (ha)	1,279.19	4,688,291
作業路開設 (m)	34,176	116,609
計	—	11,757,719

イ 実施状況

事業区分	年度	施業場所	実施数量	実施区分
伐採搬出	R7	三陸町綾里字熊之入地内	市有林 19.37 ha	完了
	R7(繰)	〃	市有林 3.47 ha	実施中 (R8.8 完了予定)
跡地造林	R7	—	実績なし	—
作業路開設	R7	—	実績なし	—

(2) 関連事業

ア 大船渡市被災危険木除去事業 (11,540 千円)

① 概要

道路等の公共施設や建築物などに倒木被害を与えるおそれがある私有の被災危険木の伐倒処理費の一部を助成した。

② 実施状況

年度	施行場所	実施数量	実施区分
R7	三陸町綾里字小路地内他	23 件 (補助金額 11,154 千円)	完了

イ 大船渡市林業・木材産業循環成長対策事業 (59,273 千円【R7(繰)含む】)

① 概要

林野火災に伴い林業機械を焼損した事業実施主体に対して、林業機械の再整備及び撤去に要する費用の一部を支援した。

② 実施状況

年度	林業機械	数量	内容	事業実施主体	実施区分
R7	被災機械	4 台	撤去及び廃棄	気仙地方森林組合	完了
	フェラーバンチャザウルスロボ	1 台	新規購入		
R7(繰)	フォワーダ	1 台	修理		
	グラップル付きバックハウースマシーン	2 台	新規購入		
	グラップル付きバックハウアタッチメント	1 台分	新規購入		

5 森林環境譲与税予算執行状況

種別	項目	金額
歳入	森林環境譲与税（原資）	67,735 千円
	基金繰入金等	8,804 千円
	歳入合計	76,539 千円
歳出	事業費	41,316 千円
	積立金	35,223 千円
	歳出合計	76,539 千円

※資料中の網掛けされた事業の財源として森林環境譲与税を活用

令和 8 年度事業計画について

1 計画的な森林整備及び再造林等

(1) 市有林

ア 森林整備事業 (17,586 千円)

項目	事業量	事業費	県補助金	備考
下刈	56.00 ha	17,586 千円	11,958 千円	三陸町越喜来ほか

※林野火災被災地での施業も含む

(2) 私有林

ア 森林整備推進事業 (6,176 千円)

特殊地拵	再造林	下刈	保育間伐	食害防止チューブ
2 ha	7 ha	14 ha	5 ha	7 ha

※林野火災被災地での施業も含む

イ 森林経営管理権集積計画作成支援事業 (2,200 千円)

計画期間	内容
10 年間	期間内の間伐 1 回 年 1 回の巡視 (林道から目視)

ウ 森林経営管理事業 (保育間伐) (12,242 千円)

項目	事業量
保育間伐	30ha

2 作業環境の改善及び負担軽減

(1) 林業用施設維持補修事業 (4,500 千円)

市内林道等の維持管理及び補修を実施する。

また、未登記となっている林道今出甫嶺線の用地測量を実施する。

(2) 林業振興施設補修事業 (7,000 千円)

森林整備の施業環境を改善することにより、森林の適正管理を推進するため、路網の整備や補修等を実施する。

3 森林病虫害等被害の拡大防止等

(1) 松くい虫対策 (17,215 千円)

事業種	項目	事業量	事業費	国県補助金	備考
県単事業	伐倒くん蒸	30 m ³	1,224 千円	918 千円	三陸町吉浜
国庫奨励	伐倒くん蒸	100 m ³	4,080 千円	3,060 千円	〃
森林整備	衛生伐	30 m ³	1,224 千円	918 千円	立根町、日頃市町
大臣命令	運搬破碎	100 m ³	7,790 千円	4,760 千円	末崎町
	樹幹注入	80 本	2,897 千円	2,897 千円	〃
合計	伐倒くん蒸	160 m ³	6,528 千円	4,896 千円	
	運搬破碎	100 m ³	7,790 千円	4,760 千円	
	樹幹注入	80 本	2,897 千円	2,897 千円	

(2) ナラ枯れ対策 (3,514 千円)

事業種	項目	事業量	事業費	国県補助金	備考
国庫奨励	伐倒くん蒸	30 m ³	1,757 千円	1,318 千円	日頃市町
知事命令	伐倒くん蒸	30 m ³	1,757 千円	1,757 千円	〃
合計	伐倒くん蒸	60 m ³	3,514 千円	3,075 千円	

(3) 枯死木除去事業 (1,500 千円)

事業量	事業費	県補助金
20 m ³	1,500 千円	1,500 千円

(4) 森林病虫害被害木クリーン事業 (7,000 千円)

森林病虫害で枯死し、倒伏の危険がある立木の伐採から処分に係る経費について、補助金を交付する。

補助率 1/2 (上限 50 万円)

件数	市補助金
28 件	7,000 千円

4 令和 7 年大船渡市大規模林野火災対応

(1) 森林災害復旧事業 (2,774,433 千円)

ア 実施計画 (災害査定に基づく計画数量)

事業区分	施業場所	計画数量
伐採搬出	赤崎町及び三陸町綾里地内	467.49 ha
跡地造林	〃	30.23 ha
作業路開設	〃	15,784 m

(2) 関連事業

ア 大船渡市被災危険木除去事業 (14,400 千円)

道路等の公共施設や建築物などに倒木被害を与えるおそれがある私有の被災危険木の伐倒処理費の一部を助成する。

イ 大船渡市林野火災被災木材利用促進事業 (4,000 千円)

令和7年大船渡市大規模林野火災により被災した森林から生産される木材「被災木材」の有効利用を促進するため、被災木材を使用した建築工事費用の一部を助成する。

ウ 市有林 J-クレジット創出事業 (20,452 千円)

市有林の整備を通じて J-クレジットを創出し、企業等への販売収入を大規模林野火災による森林災害の復旧や林業振興策に活用する。

令和8年度は、プロジェクト登録に係る計画書の作成に着手。(専門事業者へ登録支援に係る業務委託契約を締結)

5 森林環境譲与税予算

種別	項目	金額
歳入	森林環境譲与税 (原資)	64,280 千円

※資料中の網掛けされた事業の財源として森林環境譲与税を活用見込

大船渡市林業振興協議会条例

(設置)

第1条 林業の振興に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として大船渡市林業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 林業の振興のための総合的な施策に関する事項
- (2) その他林業の振興に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農林業関係団体の代表者
- (2) 林業従事者
- (3) その他知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(大船渡市林業構造改善事業促進対策協議会設置条例の廃止)

2 大船渡市林業構造改善事業促進対策協議会設置条例（昭和51年大船渡市条例第18号）は、廃止する。